

新宿区多世代近居同居助成要綱

29 新都住居第 1306 号

平成 30 年 3 月 30 日

(目的)

第1条 この要綱は、親世代による子育ての援助や子世代による家族の生活のサポートを容易にするため、多世代の近居・同居の支援を目的とし、互いに支え合える安全安心な住宅確保の推進及び区内居住の継続を図り、もって住環境の向上及び健全なコミュニティの発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 単身世帯
 - イ 世帯主及び配偶者からなる世帯
 - ウ 世帯主及び配偶者並びに子からなる世帯
 - エ 世帯主及び子からなる世帯
 - オ その他アからエまでに掲げる世帯に準ずると区長が認める世帯
- (2) 子育て世帯 子世帯のうち、予定登録申請及び本申請の申請日において、義務教育修了前の児童と現に同居し税法上扶養している世帯をいう。
- (3) 親世帯 子世帯の申請者又はその配偶者のいずれかの一親等の尊属を含む世帯をいう。
- (4) 近居 子世帯と親世帯が新宿区内（以下「区内」という。）に居住することをいう。
- (5) 同居 子世帯と親世帯が区内の同一家屋に居住することをいう。ただし、同一敷地内で別の家屋に暮らす場合及び集合住宅で各住戸の区分が明確な建物で別の住戸に居住する場合を除く。
- (6) 民間賃貸住宅 公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅・官舎等の給与住宅及び契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。
- (7) 私宅 申請者世帯が居住の用に供するため、建築し、又は購入した住宅をいう。
- (8) 礼金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に謝礼として支払う金銭をいう。
- (9) 権利金 賃貸借契約に伴う初期費用のうち、賃借人が賃貸人に支払うものとして賃借権設定の対価としての性質を有するものをいう。
- (10) 申請者 予定登録及び助成金の交付を受けようとする世帯の代表者
- (11) 申請者世帯 申請者の属する世帯
- (12) 予定登録申請 第7条第1項に規定する申請で、第4条に規定する要件の事前審査に係るものをいう。

- (13) 本申請 第7条第2項に規定する申請で、第5条に規定する住宅要件の審査及び近居又は同居に伴い実際に要した費用の請求に係るものをいう。

(助成の種別)

第3条 助成の種別及び基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 子育てサポート 子育て世帯及びその親世帯が区内で新たに近居又は同居を開始する場合
- (2) 家族の生活サポート 子世帯及びその親世帯が区内で新たに近居又は同居を開始する場合で、一方の世帯が次のいずれかに該当する場合
 - ア 65歳以上の者を含む60歳以上の者のみで構成する場合
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に定める要介護状態の者であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分の要介護1から要介護5までのいずれかに該当する者（要支援状態に該当する者を除く。）を含む場合
 - ウ 次に掲げる障害を有する者を含む場合
 - (ア) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級から4級までのいずれかの障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発第58号）又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）等に基づく知的障害者（愛の手帳の交付を受けている総合判定1度から4度までの者及び療育手帳等の交付を受けている総合判定AからB程度の者）
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (エ) その他真にやむを得ない事情にあると区長が認める者

(助成対象世帯の要件)

第4条 助成対象世帯（申請者世帯及び申請者世帯と近居又は同居しようとする世帯をいう。以下同じ。）は、前条各号に掲げる種別及び基準のいずれかに該当し、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する近居又は同居であること。
 - ア 区外から区内への転入を伴う近居又は同居
 - イ 区内で近居の状態にある子世帯と親世帯のいずれか一方又はその両方が転居を伴い新たに開始する同居
- (2) 区外から転入する世帯は、予定登録申請の受理日から過去6か月間に区内に居住したことがないこと。
- (3) 申請者世帯の年間総所得が、扶養親族等（税法上の控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）の人数に応じて、それぞれ別表1に定める金額以下であること。
- (4) 予定登録申請の申請日において、申請者世帯が住民税を滞納していないこと。
- (5) 申請者世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。

- (6) 申請者世帯が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
 - (7) 申請者又はその配偶者が、現在及び過去に自らが申請者又はその配偶者として、次のいずれの制度による支給もを受けていないこと。
 - ア 新宿区多世代近居同居助成制度
 - イ 新宿区次世代育成転居助成制度
 - ウ 新宿区転入転居助成制度
 - エ 新宿区住み替え居住継続支援制度
 - (8) 申請者又はその配偶者が、当該年度において新宿区民間賃貸住宅家賃助成制度による助成決定を受けていないこと。
 - (9) 独立して日常生活を営むことができること。
- 2 助成対象世帯は、予定登録申請の申請日において、子世帯又は親世帯のうちいずれか一方が、区内に引き続き1年以上居住していなければならない。
- 3 転入及び転居前後の世帯構成の変更は、当該同居に係る世帯合併を除き、認めないものとする。ただし、区長が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。
- 4 申請者が外国人の場合は、前各項に定める要件のほか、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による永住許可を受けた者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者として永住する資格を有する者
 - (3) 前2号に掲げる外国人以外の外国人で、在留資格が出入国管理及び難民認定法に定める日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者に該当する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める規定に該当する者
- 5 区長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の要件を定めることができる。

（対象住宅の要件）

第5条 近居又は同居しようとする住宅は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 住宅の用に供し区内に所在する民間賃貸住宅又は私宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する構造基準（昭和56年6月1日に施行された耐震設計基準をいう。以下「新耐震設計基準」という。）に適合又は同等の耐震性能を有した住宅であること。
- (3) 住宅の用に供する部分の専有面積（当該住宅の一部を事業用として使用している場合は、その部分を除く。）が、別表2に定める要件を満たしていること。

(助成の対象及び助成額の算定)

第6条 助成額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 近居又は同居しようとする住宅が民間賃貸住宅の場合
契約時の礼金、権利金及び仲介手数料の合計額並びに引越しに要した実費の合算額。
ただし、20万円(単身世帯の場合にあつては10万円)を限度とする。
 - (2) 近居又は同居しようとする住宅が私宅の場合
契約時の仲介手数料及び不動産登記費用並びに引越しに要した実費の合算額。ただし、20万円(単身世帯の場合10万円)を限度とする。
- 2 前項各号に掲げる費用は、申請者又はその世帯員が支払った費用に限り対象とする。
 - 3 助成対象住宅が2親等以内の親族が所有する住宅の場合は、別に定める規定による。
 - 4 助成額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(予定登録及び助成の申請)

第7条 助成を受けようとする申請者は、近居又は同居しようとする住宅の契約(賃貸借契約又は売買契約若しくは建築工事請負契約をいう。以下同じ。)の締結前に、助成予定登録申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 申請者世帯の住民票の写し(世帯員全員のもので続柄の記載のあるもの)
 - (2) 申請者世帯と近居又は同居しようとする世帯の住民票の写し(世帯員全員のもので続柄の記載のあるもの)
 - (3) 申請者世帯の世帯員全員の市区町村が発行する住民税課税証明書又は非課税証明書
 - (4) 申請者世帯及び申請者世帯と近居又は同居しようとする世帯の親子関係を証明する戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
 - (5) 申請者世帯の世帯員全員の市区町村が発行する納税証明書
 - (6) 第3条第1項第2号に該当する場合は、そのことを確認できる介護保険被保険者証、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等
 - (7) その他区長が必要と認める書類
- 2 予定登録申請を行い、予定登録の決定を受けた者(以下「予定登録者」という。)は、転入又は転居後30日以内に助成申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。
 - (1) 申請者世帯の住民票の写し(世帯員全員のもので続柄の記載のあるもの)
 - (2) 転入後の建物賃貸借契約書若しくは売買契約書の写し又は登記事項証明書等
 - (3) 第5条第2号に規定する新耐震設計基準による耐震性が確保されていることを証する書類の写し
 - (4) 第5条第3号に規定する専有面積が確保されていることを証する書類の写し
 - (5) 前条第1項第1号に規定する助成を受けようとする場合は、対象住宅契約時の礼金、権利金及び仲介手数料の支払を証する書類
 - (6) 前条第1項第2号に規定する助成を受けようとする場合は、対象住宅の登記に係る

費用の支払を証する書類

- (7) 引越し費用の支払を証する書類
 - (8) その他区長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定にかかわらず、近居又は同居しようとする私宅を新たに建築し、又は取得しようとするときで、予定登録申請の日から本申請までに3か月以上の期間を要する見込みの場合においては、契約後であって不動産登記完了以前であれば、予定登録申請を申請することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、近居又は同居しようとする私宅を新たに建築し、又は取得しようとするときで、予定登録申請の日から本申請までに1年以上の期間を要する見込みの場合は、予定登録申請を行うことができない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、これらの規定に基づく申請に要する書類を別に定めることができる。

(公募の方法)

第8条 予定登録申請をしようとする世帯を公募するときは、区広報紙及び区設置掲示板への掲示等により広く区民に周知するものとする。

(申請の受付)

- 第9条 予定登録申請及び本申請の受付は、次の各号のとおりとする。
- (1) 予定登録申請は、随時受け付けるものとする。ただし、予定登録決定の数が予定数に達した時点で終了とする。
 - (2) 本申請は、転入及び転居後に随時受け付けるものとする。
 - (3) 受付の方法は、原則として窓口又は郵送で受け付けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、受付の方法を別に定めることができる。

(審査及び決定)

- 第10条 区長は、予定登録申請があったときは、その内容について審査し、決定の可否について助成予定登録決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 2 区長は、本申請があったときは、その内容について審査し、決定の可否及び助成額を助成決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(登録有効期間)

- 第11条 前条第1項に規定する助成予定登録決定の有効期間は、予定登録申請の受理日の翌日から起算して3か月を経過した日の属する月の末日（当該日が土曜日、日曜日若しくは休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日。）までとし、この期間内に本申請が無かった場合は、予定登録者としての資格を失うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、真にやむを得ない事情にあると区長が認める場合は、前項

に規定する日の翌日から起算して更に30日を経過した日（当該日が土曜日、日曜日若しくは休日又は12月29日から翌年1月3日までの日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日。）を登録有効期間とすることができる。

- 3 近居又は同居しようとする私宅を新たに建築し、又は取得しようとする場合で、真にやむを得ない事情にあると区長が認める場合は、予定登録申請の受理日の翌日から起算して1年を経過した日（当該日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その翌日。ただしその日が更に土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日以後で最も近い開庁日。）のうちで、任意の日付を登録有効期間とすることができる。

（申請の取下げ）

第12条 申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請の必要がなくなったときは、速やかに助成申請取下書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、助成予定登録取消通知書（第6号様式）又は助成決定取消通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

（申請の変更）

第13条 申請者は、申請書等を提出した後に、何らかの事情で申請書の記載内容に変更（助成決定の審査対象要件に関わらない変更を除く。）が生じたときは、速やかに助成変更申請書（第8号様式）に、変更を証する資料を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、それぞれ助成予定登録決定通知書、助成予定登録取消通知書、助成決定通知書、助成決定取消通知書のいずれかにより申請者に通知する。

（助成金の請求）

第14条 第10条第2項の規定により助成の決定を受けた世帯（以下「助成世帯」という。）は、速やかに助成金支給請求書（第9号様式）を区長に提出しなければならない。

（支給時期）

第15条 助成金は、前条の請求に基づき、速やかに支給する。ただし、特別な事由がある場合を除く。

（助成決定の取消し）

第16条 区長は、助成世帯が次の各号に該当したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合（第2号に掲げる事由に該当した場合を除く。）においては、当該事由に至った日を「取消日」として取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (2) この要綱又はこれに基づく区長の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

- 2 前項の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書により通知する。

(助成金の返還)

第 17 条 区長は、助成世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、期限を定めて、助成金の一部又は全部を原則として一括返還請求する。

(1) 前条第 1 項各号に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定による返還金が返還期日までに納付されない場合は、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年規則第 7 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を徴収する。

3 前条第 1 項（同項第 1 号に該当した場合に限る。）の規定により助成決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、新宿区補助金等交付規則第 16 条第 1 項に基づき計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を徴収する。

4 前 3 項の規定による助成金の返還請求は、助成金返還請求書（第 10 号様式）により行う。

(調査等への協力)

第 18 条 区長は、助成世帯及びその世帯と近居又は同居した世帯に対し、同居又は近居の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(新宿区災害時居住支援助成との調整)

第 19 条 新たに近居又は同居しようとする世帯が、当該住宅において新宿区災害時居住支援助成（以下「災害時支援助成」という。）の適用を受けるときで、災害時支援助成に基づく礼金又は仲介手数料相当分の助成決定を受けた場合は、当該費用について本制度による助成は行わない。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に近居又は同居した申請者に限り、第 7 条第 1 項に規定する予定登録申請を省略できるものとする。この場合において、同条第 2 項中「予定登録申請を行い、予定登録の決定を受けた者」とあるのは、「平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日の間に近居又は同居した申請者」又は「平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日の間に近居又は同居した申請者」と読み替えることができる。このうち、「平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日の間に近居又は同居した申請者」と読み替える場合においては、同条第同項中「転入又は転居後 30 日以内に」とあるのは、「平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 29

日までに」と読み替えることができる。

- 3 前項の場合において、第7条第1項の各号に掲げる書類は、同条第2項の各号に掲げる書類と併せて提出しなければならないものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

扶養親族等の人数	所得金額（円）
0人	5,020,000
1人	5,400,000
2人	5,780,000
3人	6,160,000
4人	6,540,000
5人	6,920,000

※以降、6人以上の場合は、1人につき38万円を加算する。

別表2（第5条関係）

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積（壁芯）
単身	25 m ²
2人	30 m ²
3人以上	<p>次式により算出される面積以上であること。 $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$</p> <p>注1 本申請の日において3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただしこれらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする。</p> <p>注2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。</p>